

# 雇用保険関係の書類を提出できない理由書

私は以下の理由により、雇用保険被保険者離職票又は雇用保険被保険者資格喪失確認通知書を提出することができません。

(該当する理由に○を付してください。)

- 1 公共職業安定所（ハローワーク）へ雇用保険給付の手続を行ったため、離職票1の写しを提出することができません。

※ 離職票2の写し及び「雇用保険給付の受給に係る誓約書」と併せて提出してください。

なお、既に雇用保険受給資格者証の交付を受けている場合には、離職票2の写しの代わりに雇用保険受給資格者証の写しを提出してください。

- 2 事業所から発行に時間がかかる旨の連絡があり、現時点で手元に無く、提出することができません。

なお、書類を受け取った際には、すみやかに貴組合へ写しを提出します。

※ 退職日を確認できる書類及び「雇用保険給付の受給に係る誓約書」と併せて提出してください。

令和 年 月 日

千葉県市町村職員共済組合理事長 様

所 属 所 名 \_\_\_\_\_

枝番

組合員等記号番号 \_\_\_\_\_ (00)

氏 名 \_\_\_\_\_